

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	18	担当課	畜産課
法令名	家畜商法施行令	根拠条項	4の3	許認可等の内容	従業者の変更等の場合の免許証の交付	
家畜商法施行令						
(昭和28.8.31 政252)						
最終改正 昭和63政230						
(従業者の変更等の場合の家畜商免許証の交付)						
第4条の3 家畜商は、新たに家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者を置き若しくは増置し、又はこれを変更するときは、その新たに置き若しくは増置する従業者又は変更後従業者について、家畜商免許証の交付を申請することができる。						